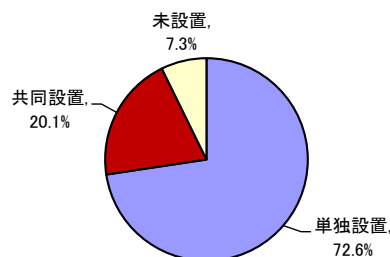


1 自立支援協議会の設置形態について

	設置		未設置	
	内訳			
	単独設置	複数市町村による共同設置		
	166	130	36	13
	92.7%	72.6%	20.1%	7.3%

自立支援協議会設置形態

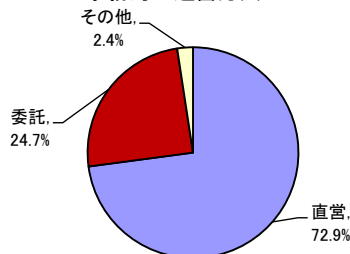


※未設置市町村
 長沼町【南空知】
 三笠市、浦臼町 新十津川町【中空知】
 苫前町、羽幌町【留萌】
 礼文町、利尻町、利尻富士町【宗谷】
 釧路町、興部町、西興部村、雄武町【遠紋】

2 設置されている自立支援協議会の事務局の運営方法

直営	委託	その他
121	41	4
72.9%	24.7%	2.4%

事務局の運営方法

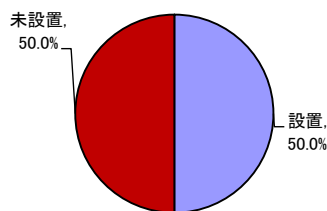


3 自立支援協議会における専門部会等の設置状況

(定例会等のいずれかの回で同様の専門協議している場合を含む)

設置	未設置
83	83
50.0%	50.0%

専門部会等の設置状況



4 上記3で専門部会が設置されている自立支援協議会（84）の専門部会の種別について

(定例会等のいずれかの回で同様の専門協議している場合を含む)

(複数回答有り)

課題別	障がい別	地域別	その他
76	4	4	4

5 上記3で専門部会が設置されている自立支援協議会における専門部会等の協議内容について

(複数回答有り)

権利擁護	地域移行	退院促進	就労	子ども	相談支援	地域生活・生活支援	精神	その他
25	11	1	65	58	40	36	5	25

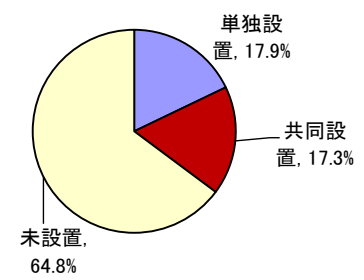
(1) 地域移行：函館市（北斗市、七飯町）【6】、小樽市【2】、岩見沢市【1】、富良野市（上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村）【1】弟子屈町【0】

(2) 退院促進：弟子屈町【0】 ※【】内の数字は平成27年度における部会開催回数

6 基幹相談支援センターの設置形態について（市町村数）

	設置			未設置
	内訳			
	単独設置	複数市町村により1箇所共同設置		
H28.4.1現在	63 35.2%	32 17.9%	31 17.3%	116 64.8%
H27.4.1現在	64	33	31	115
H26.4.1現在	60	44	16	119

基幹相談支援センター設置形態



【設置済み市町村 内訳】

振興局名	力所数	市町村数	市町村名
空知	6	10	夕張市、滝川市、深川市（妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町）、由仁町、栗山町、新十津川町
石狩	1	1	札幌市
後志	3	13	小樽市、倶知安町（蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町）、余市町（積丹町、古平町、仁木町、赤井川村）
胆振	5	5	室蘭市、苫小牧市、伊達市、厚真町、むかわ町
渡島	1	3	函館市（北斗市、七飯町）
上川	6	14	旭川市、 名寄市 、富良野市（上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村）、鷹栖町、当麻町（比布町、愛別町、上川町）、東川町（東神楽町）
留萌	8	8	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗谷	1	1	稚内市
オホーツク	2	2	北見市、紋別市
十勝	5	5	帯広市、音更町、中札内村、幕別町、足寄町
釧路	1	1	釧路市
合計	39	63	

7 設置されている基幹相談支援センターの運営方法（市町村数）

直営	委託	その他	合計
17	46	0	63
27.0%	73.0%	0.0%	100.0%

基幹相談支援センターの運営方法

